

第 **1** 章

預金の受入・支払

CASE
01

預金の性質と 預金の成立時期

事例

甲銀行の顧客Aは、4月1日、普通預金口座開設のために来店した。

- (1) Aは、預金をせずに普通預金口座のみを開設して、後日、20万円を入金したいと告げた。この時点で20万円の普通預金が成立したといえるか。
- (2) Aは、4月20日に、窓口で20万円を入金しようと預入伝票に20万円と記載して窓口担当に渡したが、実際に現金は19万円しかなかった。そこで窓口担当は1万円を即時に追加で渡すように求めたが、Aは追加を拒否した。この場合、Aの普通預金はいくら成立したことになるか。



解答のPOINT

- 預金契約の法的性質
- 改正後の民法に従った預金契約の成立

解答

一般に普通預金は、「消費寄託契約」とであると解されている。消費寄託契約について、改正前の民法では要物契約とされていたが、2020年4月より施行された改正後の民法では「諾成契約」とされた。

(1)について、顧客Aは4月1日に普通預金口座を開設し、金銭の預入についての意思表示をしているが、同日には、甲銀行は20万円の受託の意思表示をしておらず、普通預金は成立していない。また、実際に金銭の預入もないから、甲銀行には20万円の返還義務も発生していない。

(2)について、Aは4月20日に20万円を預金するという意思表示をしたので、同日、Aとの間で普通預金契約が成立する。金額について、Aは20万円という意思表示をしているが、いかに諾成契約であっても、他方当事者の同意は必要になる。ここで甲銀行の窓口担当は20万円には同意していないため、20万円の預金は成立しておらず、さらにAは窓口担当の求めた即時の追加入金に応じないため、4月20日に成立した預金はあくまで19万円となる。

解説

1) 預金契約の性質についての従来判例

預金契約は、金銭の消費寄託契約であるとするのが通説であり、判例も「預金契約は、預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである」と判示している(最判平成21・1・22)。

2) 民法改正(2020年4月施行)による影響

従来、消費寄託契約は要物契約とされていたことから、預金の成立時期についても要物性を前提として検討されてきたが、改正後の民法(2020年4月施行)によって消費寄託契約は諾成契約とされ(同法657条)、要物性が不要とされたことにより、つぎのとおり整理できる。

①預金口座開設

実務上、0円での預金口座開設が認められてきており、かつ、開設の段階では、残高のある「預金」とはなっていないことから、預金口座開設のみでは預金契約は成立しない。

②窓口入金の場合

入金伝票の記載金額よりも実際の入金額が少なかった事案を想定すると、権限のある行職員が「伝票に記載された金額での入金を承った」旨の合意をしてしまった場合に最も問題となる。従来は「要物性」が要件とされていたため、現金を受領後に行職員が計算確認して入金伝票に収納印を押した時点で、同額の預金が成立すると説明されていた。そのため、現金受領時に「〇〇円」という「合意」があったとしても、銀行側は、計算確認により発覚した不足分については「要物性」に欠けることを理由として、不足分の預金は不成立であると主張することが可能であった。

これに対して民法改正後は、「要物性」が要件ではなくなった結果として、計算確認して初めて預金が成立するとは主張できなくなった。そのため、消費寄託として「〇〇円」という「合意」のみで預金が成立したとされかねない。

銀行としては、まず同条の2第2項(寄託物受取り前の受寄者による解除)を持ち出して、合意金額全額を受領がないことを理由とした契約解除を主張することが考えられるが、同項ただし書により、入金伝票が合意書面であるとされてしまうと解除ができなくなる可能性がある。そこで同条3項を持ち出して、「相当の期間」(具体的には当日中など)を定めて残額の引渡を催告し、顧客が応じない場合に契約解除することが考えられる。また、消費寄託契約は成立したとしても、契約内容に従った額の金銭の預入がないので、預入がない部分についての預金返還義務はなく、対応する記帳の義務もないとの主張も考えられる。金銭消費貸借契約においても、諾成的金銭消費貸借契約が有効に成立したとして、債権者が契約の額面額を請求しても、債務者は実際に借入をした金額についてのみ返済義務を負うと解されている。

③他店券の当座預金口座入金の場合

民法の改正によって消費寄託契約が諾成契約となっても、当事者間の特約である当座勘定規定による取扱いとなるため、実務的な取扱いは従前と同様に解される。すなわち、決済が確認されるまでは預金契約が成立していないと考えることになる。

④振込入金の場合

現在の実務でも、受取人の口座への入金記帳は、被仕向銀行が現金の授受を確認してなされるものではないから、要物性は結び付きにくいものといえ、消費寄託契約が諾成契約となっても、実務に対する影響はないであろう。

3) 実務上の対応

実務的には窓口入金において、本事例のような事態は生じにくいというえ、法的には、合意のみで預金契約は成立するとしても、同項により、不足分の追加入金を求め、応じない場合は不足分を解除するとの説明が可能で、受領額である19万円を超える預金契約が成立するという結論とはならない。

応用事例

甲銀行の得意先の担当者Xは、富裕顧客Aからの要請でA宅を訪問し、定期預金の開設を依頼されて現金1,000万円を預かった。Xが銀行に戻る途中、路地裏で待ちぶせていた男にいきなり殴られ、昏倒している間にカバンごと現金1,000万円を盗まれてしまった。甲銀行は、Aに対して責任を負うことはないといえるか。



解答のPOINT

- 定期預金契約の成立時期

解 答

一般に普通預金は、消費寄託契約であると解されている。本事例では、預金の受入について権限を有する担当者Xが、顧客A宅を訪問して定期預金作成の希望を受けて了解し、そのうえで現金1,000万円を預かっている。このように顧客から定期預金を開設する依頼を受けて了解した場合は、当事者の意思表示の合致があったとして、この時点で定期預金契約が成立し、それ以降の金銭の受領や、受領金銭の運搬収納に関する処理は、預金契約の成立に影響を及ぼさないといえるべきである。

また、本事例では、すでに権限者であるXが金銭を受領しているから、甲銀行には受領した金額の預金返還義務も発生しているといえる。

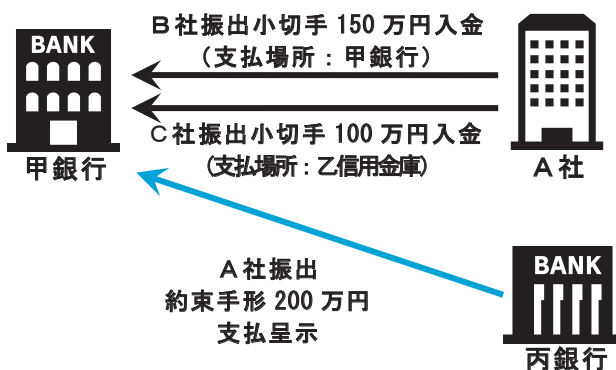
CASE
02

他店券の入金と 預金の成立時期

事例

甲銀行の取引先であるA社の当座預金残高は10万円であったが、本日A社により、自店を支払場所とするB社振出の150万円の小切手と同一市内に所在する乙信用金庫を支払場所とするC社振出の100万円の小切手が、A社の当座預金口座に入金された。B社振出の小切手は当日決済された。翌日、A社振出の200万円の約束手形が丙銀行から支払呈示された。

この場合、甲銀行が受け入れた小切手が現金となるのはいつか。また、甲銀行は200万円の約束手形を決済すべきか。



解答のPOINT

- 受入証券類と手形交換制度
- 他店券入金と預金の成立時期

解 答

当座勘定規定によれば、A社が入金した乙信用金庫を支払場所とする100万円の小切手は、決済されて初めて預金が成立することになるから、所定の不渡確定期限を経過するまで当座預金の支払資金とはできない。

よって、甲銀行はこのまま丙銀行より支払呈示されたA社振出の200万円の約束手形

を決済することはできず、A社に対して追加の入金をただちに督促する必要がある。

解説

1) 他店券の当座預金口座入金の場合

第1章 CASE 1 で解説したとおり、民法の改正によって消費寄託契約が諾成契約となっても、当事者間の特約である当座勘定規定1条による取扱いとなるため、実務上、証券類の受入の場合、支払資金となるときは、当座預金契約が成立すると定められており、決済が確認されるまでは預金契約が成立していないと考えることになる。

2) 受入証券類の決済は手形交換制度による

当座勘定規定1条では、手形・小切手その他証券でただちに取立のできるものも受け入れる旨が定められている。当座預金等に受け入れた証券類の多くは、手形交換所規則に則り、受入証券類(他店券)を通常は受入日の翌営業日に手形交換所に持ち出して支払銀行に対する支払呈示を行い、支払銀行は持帰証券類について引落とし処理をするが、資金不足や取引なし等のため引落とし不能の証券類については、不渡として一定の日時(通常は交換呈示日の翌営業日)までに受入銀行へ返還することになる。

この場合、交換証券類1件ごとに引落とし済みか否かの通知をするわけではないので、受入銀行は、証券が不渡返還されなかったことを確認して初めてそれが引き落とされたことを確認することになる。そのため、他店券がいつ預金となるかは、この手形交換制度を前提として考えることになる。

3) 他店券入金と預金の成立時期

他店券入金の法的性質として、「譲渡説」と「取立委任説」という考え方がある。

譲渡説においては、銀行が受け入れたときにその譲渡を受けたものとし、銀行は譲渡代り金を預入者に支払うべき債務を負うことになる。したがって、この譲渡代り金を消費寄託の目的とするときは、受入時点でただちに預金契約が成立する。この預金契約は、他店券の譲渡と他店券の不渡を解除条件とする条件付預金契約である。

取立委任説は、他店券受入の場合、預入者と受入銀行の間で、その他店券が取立済みになったときは、その取立代り金を預金とするとの合意があるものとする。よって、他店券の取立が完了した時点で初めて預金契約が成立する。この預金契約は、後日他店券が決済されることを停止条件とする条件付預金契約である。ここでいう「取立の完了」と

は、他店券は受入銀行の当該店舗でただちに支払いうるもの(当店券)と異なり、受入銀行で支払うことができないため、手形交換等により取立済み、すなわち交換所規則の定める一定の日時を経過して当該他店券が不渡とならなかったことを待って、初めて現金を受け入れた場合と同様の機能を有することになり、これにより消費寄託契約が成立すると解する。

当座勘定規定2条1項は、取立委任説の立場に立ち、「証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません」と定めており、判例(最判昭和46・7・1)も取立委任説をとっている。

なお、当店券については、振出人の当座勘定から引落し後にただちに預入者の口座に入金記帳するのが通例であり、特段の事情のない限り、受け入れた時にただちに預金契約が成立すると考えて差し支えない。同条2項は「当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします」と定めているが、これは受入日当日に限り決済確認のための時間を留保し、引落し不能の場合、入金を取消にする旨の通知がなされることを解除条件としているものと解される。

4) 他店券受入銀行における不渡時の手続

他店券は、預入者から受入銀行に対して取立委任されたものであるところ、受任者には委任終了後の報告義務が定められている(民法645条)。当座勘定規定も、受け入れた他店券が不渡となったときは、その旨預入者に通知することとしている(同規定5条1項)。もしもこの通知を怠ったり遅滞したりした場合、預入者に不測の損害を与えることがあるからである。したがって、不渡となったときは、ただちに預入者にその旨を通知し、当座勘定元帳からの引落し記帳および不渡関係手続をとる。

なお、他店券入金は前述のとおり、後日取立済みとなることを停止条件とする条件付預金契約と解されるので、不渡の場合、預金として成立しないため、この引落し記帳にあたっては、預入者の承諾や小切手の徴求は要しない。

5) 他手見込払(他店券過振り)

他手見込払の法的性質については、取立委任説によれば、取立未済であって預金として成立していない段階であるから貸付と解される。同規定11条5項でも、他手見込払の場合には他店券は担保として譲渡を受けたものとする旨を明示している。したがって、原則として銀行は支払を拒絶すべきであり、応じる場合は他店券の決済見込み、取引先の資力等を勘案して判断しなければならない。

応用事例

甲銀行の当座勘定取引先A商店の経理担当者Bが、窓口で現金50万円と額面100万円小切手1枚の入金をした。甲銀行の窓口担当者Xは、現金のみの入金と勘違いして、入金伝票に現金51万円と記載して出納印を押したが、1枚は現金ではなく小切手であることに気づき、51万円の入金伝票の出納印を抹消しないまま、新しく50万円プラス100万円で合計150万円の入金伝票を作成した。最初の入金伝票の51万円は、預金として成立するか。



担当者X

誤って「現金51万円」の入金伝票作成
⇒抹消せずに「150万円」の入金伝票作成

解答のPOINT

- 窓口現金入金の成立時期
- 誤記と預金の成立

解 答

預金契約の法的性質は消費寄託契約であるとされているが(民法666条)、改正後の民法では、消費寄託契約は要物契約ではないから、現金の受渡がない場合でも合意のみで預金が成立することになりかねない。

しかし、本事例では、甲銀行の窓口担当者Xが合意した金額は、あくまで150万円であり、A商店も150万円と認識しているから、150万円の預金という合意により、150万円の預金が成立する。